

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）</p> <p>第二十三条の四（略）</p> <p>2 法第三十八条の二第三項第一号ニの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 他事業者が接続の請求等を行う場合における次の事項</p> <p>イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの</p> <p>(1) 指定電気通信設備である端末系伝送路設備の線路条件、光信号用の伝送路設備の敷設状況その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続</p> <p>(2) 接続の請求を行い当該請求への回答（当該請求に即応できない旨のもの）である場合には当該請求に係る非現用の電気通信設備がないことその他の合理的な理由</p>	<p>（指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）</p> <p>第二十三条の四（略）</p> <p>2 法第三十八条の二第三項第一号ニの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 他事業者が接続の請求等を行う場合における次の事項</p> <p>イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの</p> <p>(1) 指定電気通信設備である端末系伝送路設備の線路条件、光信号用の伝送路設備の敷設状況その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続</p>

を含む。)を受ける手続(当該請求に係る非現用の電気通信設備がないために当該接続の即応ができない旨の当該回答に関する確認のための施設への立入りの手続を含む。)

(3) 接続協定の締結及び解除の手続

□ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間

ハ 接続の請求の日から当該請求への回答を受け接続が開始される日までの標準的期間

二〇七 (略)

八 他事業者が接続に関して行う請求及び指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式

九・十 (略)

3 (略)

(2) 接続協定の締結及び解除の手続

□ 接続の請求の日から接続の開始の日までの標準的期間

二〇七 (略)

八・九 (略)

3 (略)